様式第１号　別紙

三沢市医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　三沢市医療・福祉職子育て世帯移住支援金の支給要件及び居住状況等を確認するため、三沢市が住民基本台帳等の公簿等を閲覧することに同意します。

２　青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び三沢市から求められた場合には、それに応じます。

**≪就業の場合≫**

３　以下の場合には、令和６年度三沢市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

　⑴　全額の返還

　　①　虚偽の申請等をした場合

　　②　申請日から３年未満に三沢市から県外に転出した場合

　　③　申請日から３年未満に三沢市から県内の他市町村へ転出し、その後県外に転出した

場合

　　④　申請日から１年未満に支援金の要件を満たす職を辞した場合

　　⑤　その他県知事及び市長が全額の返還が適当であると認めた場合

　⑵　半額の返還

　　①　申請日から３年以上５年以内に三沢市から県外に転出した場合

　　②　申請日から３年以上５年以内に三沢市から県内の他市町村へ転出し、その後県外に転出した場合

　　③　申請日から１年以上３年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

　　④　その他県知事及び市長が半額の返還が適当であると認めた場合

４　３に該当しないことを証明するため、支援金の交付を受けた年度の次の年度から５年間、毎年度３月３１日における就業の状況について、その翌年度の５月３１日までに以下の書類の提出により市長に対して報告します。

また、３に該当することとなった場合は、市長に速やかに報告します。

　⑴　就業証明書（様式第２号を準用）

※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。

　⑵　現住所が分かる書類（住民票など）

**≪就学の場合≫**

６　以下の場合には、令和６年度三沢市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額、半額又は４分の１に相当する額を返還します。

　⑴　全額の返還

　　①　虚偽の申請等をした場合

　　②　申請日から３年未満に三沢市から県外に転出した場合

　　③　申請日から３年未満に三沢市から県内の他市町村へ転出し、その後県外に転出した

場合

　　④　支援金の要件を満たす養成機関を卒業できなかった場合

　　⑤　支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から１年以内に事業対象資格の取得に至らなかった場合

　　⑥　その他県知事及び市長が全額の返還が適当であると認めた場合

　⑵　半額の返還

　　①　申請日から３年以上５年以内に三沢市から県外に転出した場合

　　②　申請日から３年以上５年以内に三沢市から県内の他市町村へ転出し、その後県外に転出した場合

　　③　支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から１年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業しなかった場合

　　④　支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から１年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から１年未満に支援金の要件を満たす職を辞した場合

　　⑤　その他県知事及び市長が半額の返還が適当であると認めた場合

　⑶　４分の１に相当する額の返還

　　①　支援金の要件を満たす養成機関を卒業してから１年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から１年以上３年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

　　②　その他県知事及び市長が４分の１に相当する額の返還が適当であると認めた場合

７　６に該当しないことを証明するため、支援金の交付を受けた年度の次の年度から５年間、毎年度３月３１日における就業の状況について、その翌年度の５月３１日までに以下の書類の提出により市長に対して報告します。

また、６に該当することとなった場合は、市長に速やかに報告します。

　⑴　在学証明書

※就業した場合は、就業証明書（様式第２号）を提出すること。

　　※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。

　⑵　現住所が分かる書類（住民票など）